

工事等の猛暑期間における現場施工回避に係る実施要領

本要領は、青森県県土整備部が発注する工事及び業務において、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場及び屋外作業における受注者の安全対策を進めるため、熱中症対策として作業休止した場合の取り扱いについて、必要な事項を定めたものである。

1. 対象期間

猛暑期間における現場施工回避（以下「現場施工回避」という。）は、7月1日から9月30日までを対象期間とする。

2. 対象工事

屋外作業を必要とする工事（建築工事は対象外）とする。

3. 現場施工回避による工期の延長

（1）実施内容

受注者は、猛暑時間により現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、発注者と協議を行うことができるものとする。ただし、工事の性質上、工期延長が困難な場合はこの限りではない。

（2）工期延長協議の対象となる猛暑日日数の算出方法

工期延長協議の対象となる猛暑日日数は、現地施工を実施した日（当初、現場施工を予定し作業中止した日も含む）の当該工事の作業時間（8～17時）を対象に、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されているWBGT値が31以上を観測した猛暑時間を合計し、この合計値をもとに算出した日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し日数換算）とする。

なお、上記日数からは、発注時に見込まれる「猛暑による作業の休止を考慮して設定した日数（5日）」を減じるものとする。（工事のみ）

（計算例）

工期延長協議の対象となる猛暑日日数＝

合計した猛暑時間（WBGT 値 31 以上）÷8 時間（1 日の作業時間）

（3）工期延長協議に必要な書類

受注者は、工期延長協議を行う必要がある場合、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表、現場から一番近い地域の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている実況推定値一覧表を工事打合せ簿に添付し、発注者に提出しなければならない。

（4）工期延長に伴う経費等の計上

工期延長する場合、受発注者協議の上、延長日数に応じた経費等を契約変更時に計上することができる。

なお、計上できる経費等としては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（青森県県土整備部）」に則ることとし、仮設材の賃料、建設機械の賃料・損料等が挙げられる。

4. 現場施工回避による早朝・夜間作業の実施

(1) 実施内容

受注者は、猛暑時間により現場施工を回避するために作業の開始時間及び終了時間の変更が必要となる場合には、発注者と協議を行うことができるものとする。

(2) 実施方法

現場施工回避に係る期間及び時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとする。受注者は、協議により設定した期間又は時間を施工計画書に記載することとし、実施後、工事打合せ簿により実績を報告することとする。

(3) 設計変更

現場施工回避は承諾を前提とし、早朝・夜間作業に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

(4) 発注者の臨場

受注者は、猛暑期間又は時間における現場施工回避をするにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、発注者の臨場について協議することができる。

5. 補足

業務に関しては、「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「施工計画書」を「業務計画書」に、「労務単価」を「技術者単価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6. 適用年月日

令和8年10月1日以降公告又は指名通知となる工事及び業務委託から適用する。
ただし、これ以前に公告又は指名通知された工事及び業務委託における適用を妨げない。